

議論の参考資料

- 労務費を原資とする廉売行為を制限することで公正な競争を促進するため、請負契約締結の際における労務費の相場観を示すと共に、廉売行為の取り締まりの際の基準とすることを目的として、トンあたり、平米あたりといった単位施工量あたりの標準的な労務費を「標準労務費」として明示。
- 「標準労務費」は、東京における、標準的な仕様・条件での、設計労務単価×歩掛り※と想定し、工種毎に1つの標準労務費を策定。東京以外の地域、標準以外の仕様・条件については、「標準労務費」の補正を行うことを想定。
※設計労務単価・・・公共工事の工事費の積算に用いるために設定した、労働者本人が受け取るべき日額賃金
歩掛り・・・ある作業について、とある施工班が単位量当たりの作業を行う際に必要な労力
- 「標準労務費」は設計労務単価×歩掛りに相当することから、「標準労務費」に基づく請負代金が設定されれば、受注側は、その工事において、設計労務単価相当の賃金支払いが可能と見込まれる。
- 具体的には、直轄工事において積算に使用されている単価は、設計業務単価×歩掛りに相当するものであることから、直轄工事において積算に使用されている単価を「標準労務費」として活用することを想定。但し、材工共となっているものについて材工の分離が必要であるなど、工種によって個別の対応が必要な場合もあると見込まれる。

鉄筋工（土木）の例		標準労務費		65,000円/ t
（参考）	適用労務単価		鉄筋工	26,000円
			普通作業員	20,000円
			その他	—
	地 域：東京			
	規 模：標準			
仕 様：（構造物の種類）一般構造物				
その他の条件：鉄筋加工組立（手間のみ）、D10以上D51以下				
対 応：（機○、労○、材×） <u>荷卸し-小運搬-加工-小運搬-組立</u> ※下線に対応				
平均年収（CCUSレベル別）：レベル1 **万円、レベル2～3 **万円、レベル4 **万円				

建設業の技能労働者の処遇改善のための新たなルールの全体像【内容】

労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化 **<R6改正>**
 中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告 **<R6改正>**

注文者

受注者

見積り提出

著しく低い
材料費等は禁止

見積り変更依頼

◆受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務 **<R6改正>**

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、**通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止** **<R6改正>**

◆取引上の地位を不当利用して、**通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止**

◆「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費（今後省令で規定予定）」を記載した見積書

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、**通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止** **<R6改正>**

◆**正当な理由がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止** **<R6改正>**

<「著しく低い労務費等」とした場合・・・>

－ 建設業者に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**／発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**

<「原価割れ契約」を結んだ場合・・・>

－ 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**／注文者である建設業者に対しては**公取委から措置**
 － 公共発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**

<法律の枠外の試行的取組として>

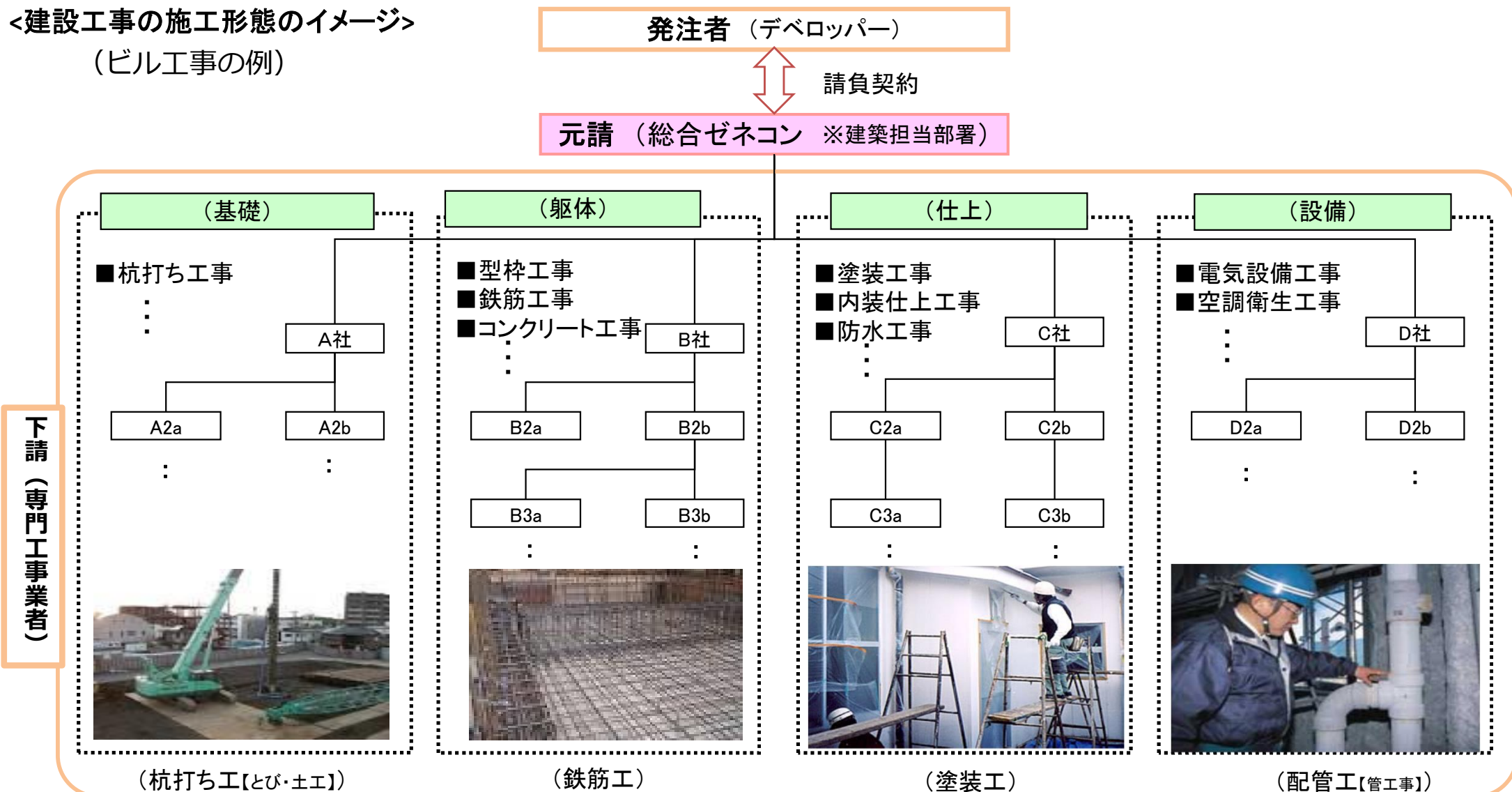
- 適正な賃金支払いについて下請側からコミットメントする契約上の取組
- 国直轄工事における賃金の行き渡り状況についての調査

建設業界の構造について

建設業の特徴

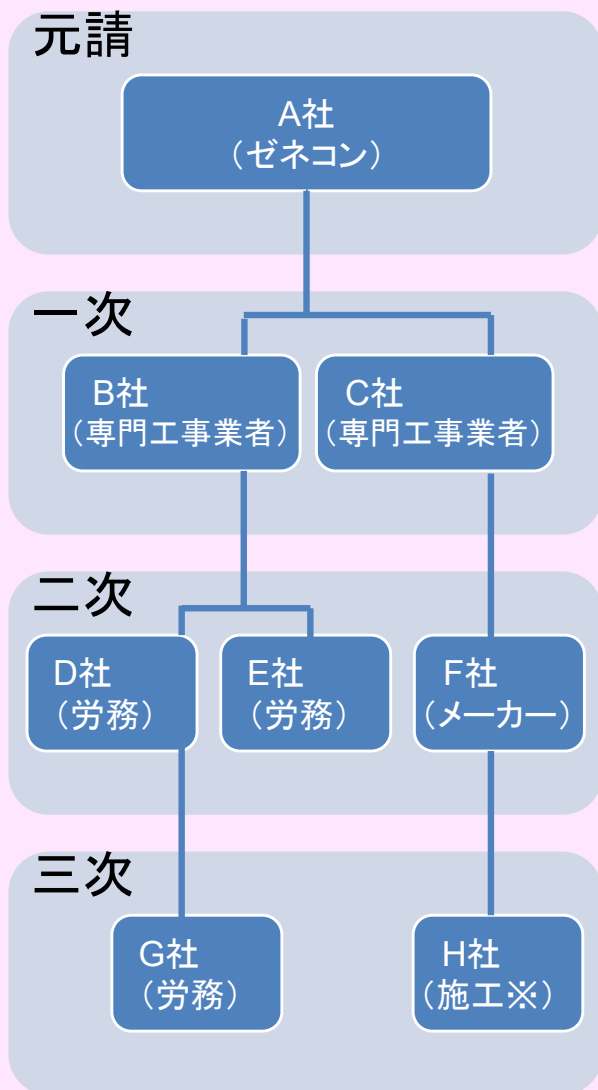
- 建設工事（建設業）は、屋外における単品・受注生産であり、**各現場ごとでその規模・内容が異なり、工事により必要となる職種が異なる。**
- この特性により、発注者から受注した工事の規模・内容に応じて総合的に管理監督機能を担う**総合ゼネコン（元請）**と、直接施工機能を担う多様な工種の**専門工事業者（下請）**による**施工形態により、工事を実施。**

<建設工事の施工形態のイメージ> (ビル工事の例)



建設業の複雑な構造

重層下請構造の例



※特殊な資材については、メーカー指定の施工会社でなければ施工できないといった条件から、メーカーが2次、施工が3次以下となるケースも見られる。

α社（1次下請）



協力会社（2次下請）

A社 5 名、B社 7 名、C社 10 名、D社 18 名、E社 5 名、F社 5 名、G社 7 名、H社 5 名、I社 8 名、J社 20 名、K社 16 名、L社 11 名、M社 8 名、N社 7 名、O社 12 名、P社 23 名、Q社 5 名、R社 8 名、S社 8 名、T社 10 名、U社 15 名、V社 20 名、W社 9 名、X社 4 名、Y社 5 名、Z社 5 名、a社 5 名、b社 4 名、c社 8 名、d社 5 名
(L、R、X、d社は北海道からの季節工)

伝統的な2つの市場

- **野丁場：土木・建築大規模工事。** 下請機構が重層的である点が特徴。

元請－名義人（経營業務に専念する下請企業主）－世話役（職人集団の長）－職人

- **町場：木造個人住宅等の小規模工事。** 親方は独立自営業者であることが多く、職人を雇いつつ、直接発注者から仕事を受けた仕事を完成させる。

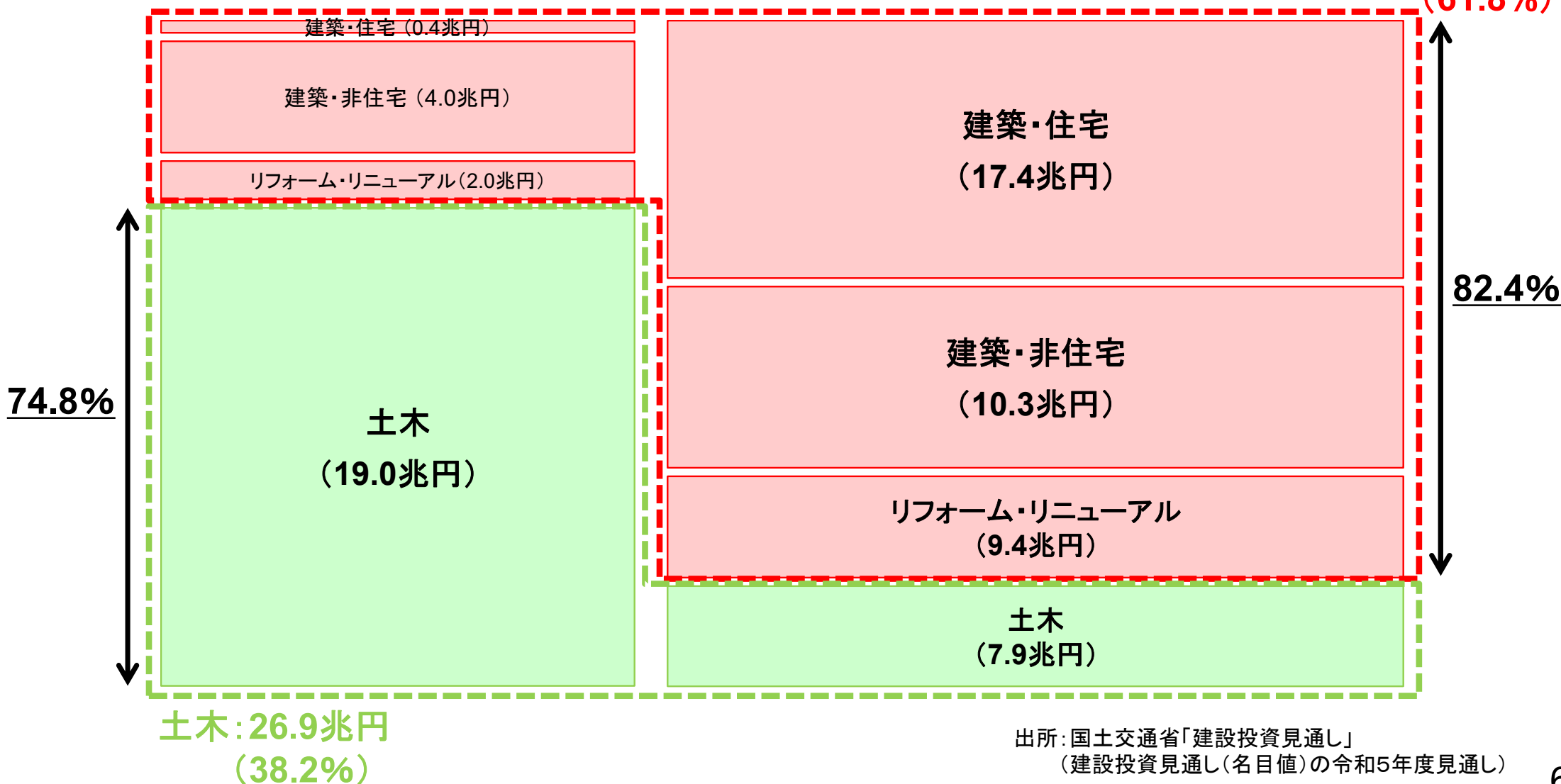
工事内容の観点での多様性

- 建設投資市場においては、公共事業が約4割を占める。
- 公共工事は「土木」、民間工事は「建築」が太宗。

【公共 25.3兆円】

【民間 45.0兆円】

建築: 43.4兆円
(61.8%)



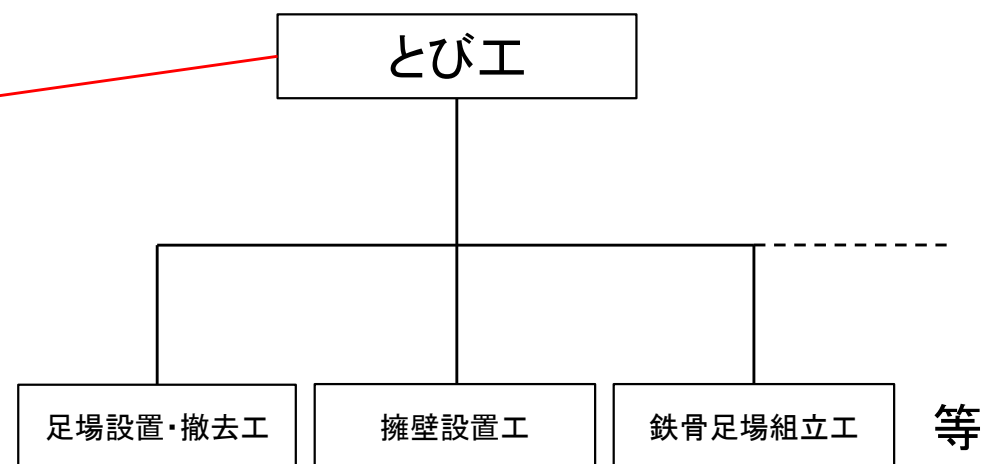
技能労働者の多様性①

- 建設業においては、業種・職種・工種など、多数の種別分けの概念が存在。
- 本ワーキンググループにおいては、建設工事を種類別に分ける概念を業種、職人の属性を種類別に分ける概念を職種、作業を種類別に分ける概念を工種として整理する。

公共工事設計労務単価が設定されている職種（51職種）

職種名	職種名	職種名
1 特殊作業員	18 さく岩工	35 左官
2 普通作業員	19 トンネル特殊工	36 配管工
3 軽作業員	20 トンネル作業員	37 はつり工
4 造園工	21 トンネル世話役	38 防水工
5 法面工	22 橋りょう特殊工	39 板金工
6 とび工	23 橋りょう塗装工	40 タイル工
7 石工	24 橋りょう世話役	41 サッシ工
8 ブロック工	25 土木一般世話役	42 屋根ふき工
9 電工	26 高級船員	43 内装工
10 鉄筋工	27 普通船員	44 ガラス工
11 鉄骨工	28 潜水士	45 建具工
12 塗装工	29 潜水連絡員	46 ダクト工
13 溶接工	30 潜水送気員	47 保温工
14 運転手(特殊)	31 山林砂防工	48 建築ブロック工
15 運転手(一般)	32 軌道工	49 設備機械工
16 潜かん工	33 型わく工	50 交通誘導警備員A
17 潜かん世話役	34 大工	51 交通誘導警備員B

(例) とび工の職人が行う作業の種類（工種）



※土木工事と建築工事の別によって作業効率(時間当り作業量)に違いがある

技能労働者の多様性②

- 建設業の技能労働者の雇用形態は多様かつ複雑。
- 雇用形態に注目して大まかに分けると、
 - ①専門工事業者に期間を定めずに雇用されている労働者（社員工（直用工））
 - ②専門工事業者に期間を定めて雇用されている労働者（日雇い・季節労働者）
 - ③一人親方に分けられる。

社員工（直用工）

【定義】

- ・期間を定めずに雇用（常用労働者）

【特徴】

- ・賃金台帳への記載と源泉徴収あり。
- ・事業主の従業員規模に応じ社会保険への加入義務あり。
- ・給与の支払いは定額制（社員工）または日給を積み上げて月給とする日給月給制（直用工）。

日雇い・季節労働者

【定義】

- ・期間を定めて雇用

【特徴】

- ・事業主の従業員規模によらず、社会保険への加入義務なし。
- ・日雇いの場合、軽作業や単純作業のみを行う場合が多く、地方部では、建設業が専業でない労働者も多い。
- ・季節労働者の場合、農閑期に農業との兼業として働く者も多い。

一人親方

【定義】

- ・雇用主のいない個人労働者（個人事業主）

【特徴】

- ・施主、専門工事業者等から請負契約で工事を受注する。
- ・建設業許可が不要な者も多い（工事一件の請負代金の額が五百万円に満たない工事等のみを請け負う場合）。
- ・法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図等を背景として、雇用者が、実態が雇用労働者である技能者の一人親方化を行うケースも存在。

見積りの促進に係るこれまでの取組について

標準見積書の活用による労務費及び法定福利費の確保

- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

※【建設業者団体宛て】「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第15号)

【民間発注者団体宛て】「技能労働者の処遇改善に向けた標準見積書の活用等による法定福利費と労務費の確保の推進について」(令和3年12月1日付国不建キ第16号)

【地方公共団体宛て】「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」(令和3年12月1日付総行第419号・国不入企第33号)

下請への要請

- 労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】 (100㎡あたり)

〇〇工	歩掛	単価	労務費
職長 (CCUSレベル3・4相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
一般作業員等 (CCUSレベル1・2相当)	〇人工	〇〇,〇〇〇円/人	〇〇〇,〇〇〇円
総額			B円

公共発注者の確認による履行強化

(地方公共団体に対して要請)

◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底

◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認

- 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に
少なくとも1/2以上であることを目安に確認

◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示

◎ 受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

元請への要請

- 労務費及び法定福利費の見積りの尊重

- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

民間発注者への要請

◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注

◎ 労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事における安全衛生経費の適切な支払のため、「確認表」と「標準見積書」の作成・普及を推進。

【経緯】

- 「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月閣議決定)において、『安全衛生経費については、(中略)適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること。』とされた。
- このことから、学識経験者や建設業関係団体等から構成される「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」(平成30年～令和4年)及び「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」(令和4年～)で実効性のある施策を検討。
- 「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を推進。
 - ・令和5年8月に「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」を公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
 - ・令和6年3月に「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を作成し、建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼。

【安全衛生対策項目の確認表】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- ・見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「**対策の実施分担**」及び「**費用負担**」を元下間において確認

【安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」】

- ・各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- ・下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する**見積書**について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる**安全衛生経費を内訳として明示**

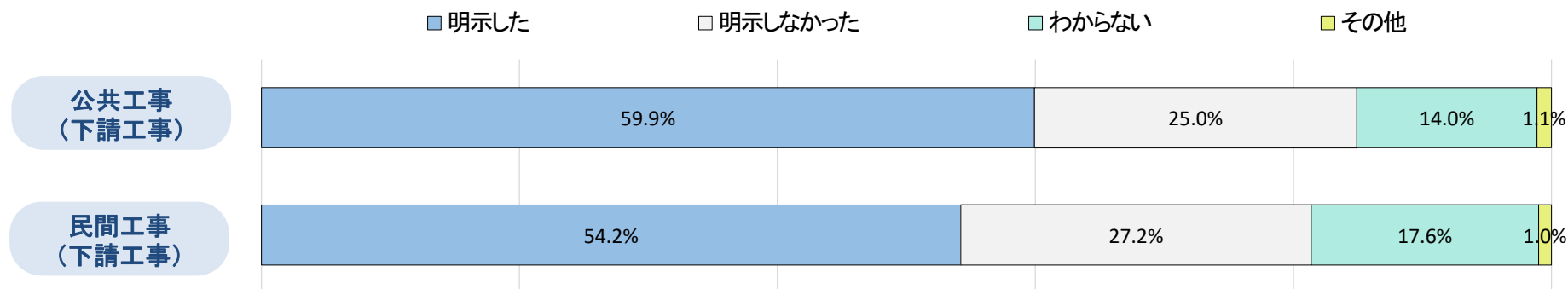


安全衛生経費の適切な支払

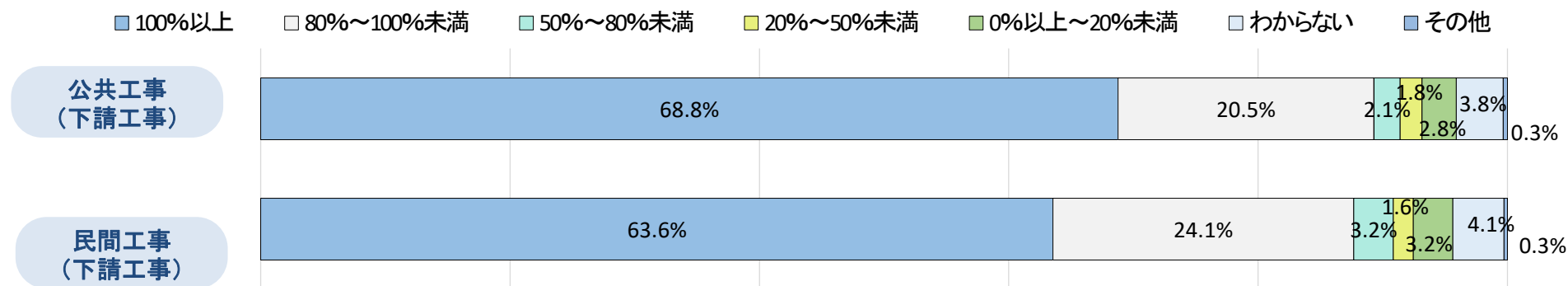
下請企業における見積書への労務費の明示状況

- 見積書へ労務費を明示している下請企業は、公共工事で約6割、民間工事で約5割
- 明示した下請企業のうち、公共工事では約7割、民間工事では約6割が見積もった金額の100%以上の労務費を受け取ったと回答。

＜見積書における労務費の明示＞



＜明示した労務費の受け取り状況＞



労務費見積り尊重宣言(日建連)

- 日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重。

「労務費見積り尊重宣言」実施要領

「労務費見積り尊重宣言」の周知

建設技能者の労務賃金の適切な水準への引き上げを実現するため、一次下請企業が適切な労務賃金を反映させた見積書を提出し、元請がこれを尊重して請負代金を支払うことを促進することが宣言の趣旨。

見積時の予定労務賃金を明確にした見積書又は見積資料の提出要請

日建連 会員企業は、一次下請企業に対し、二次以下の下請企業に必要な労務費（二次以下に雇用されている建設技能者に対して二次以下の企業を通じて支払われる労務賃金）も含めて、適正な見積りを行い、見積書の提出時に労務費（労務賃金）を内訳明示することを要請。

見積の確認・尊重

労務費見積りを尊重しつつ適切な労務賃金について、① 提出された労務費見積りの具体的な算出方法を確認、②一次下請企業来訪時に個別にヒアリングして確認する等を実施することで、一次下請企業との認識を合わせる。また、合意した労務賃金が適切に支払われるよう要請。

労務費見積り尊重宣言の意義

参考:「労務費見積り尊重宣言」に基づく技能者の賃金上昇の取組み」
月刊建設21-10 上田洋平

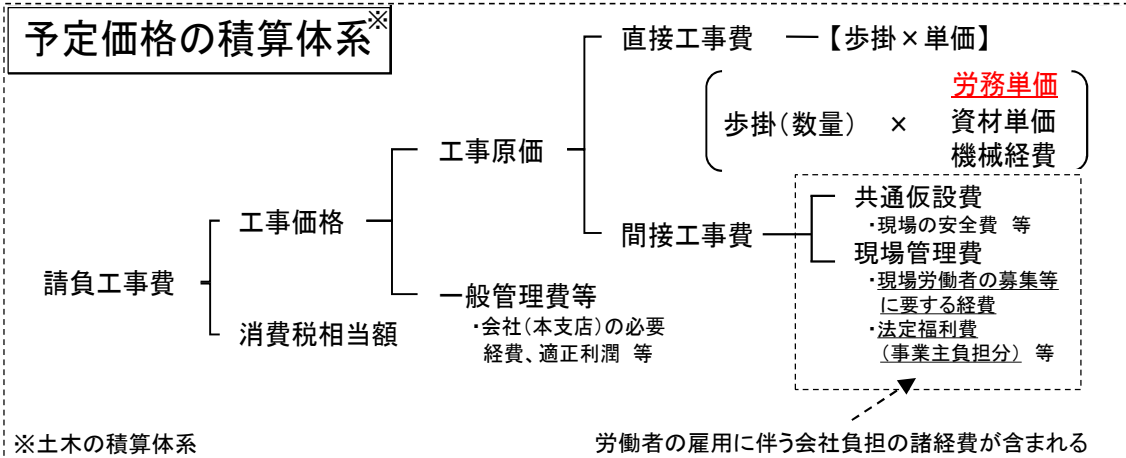
- 見積書において労務費を内訳明示する意味は、従来、多用されてきた「材工一式」という考え方に風穴を開けることにある。資材と職人の手間とを井勘定で扱い、同じ財布の中で調整するという思想から、建設産業は脱皮していく必要がある。
- 「この工事には、こうした技能レベルの職人を何人日出すので、こういった労務費総額になる」という見積りと説明こそが、元請と下請の価格交渉の前提であり、労務費や労務賃金に係る共通認識の醸成に資するものと期待。

公共工事設計労務単価及び歩掛について

公共工事設計労務単価の概要

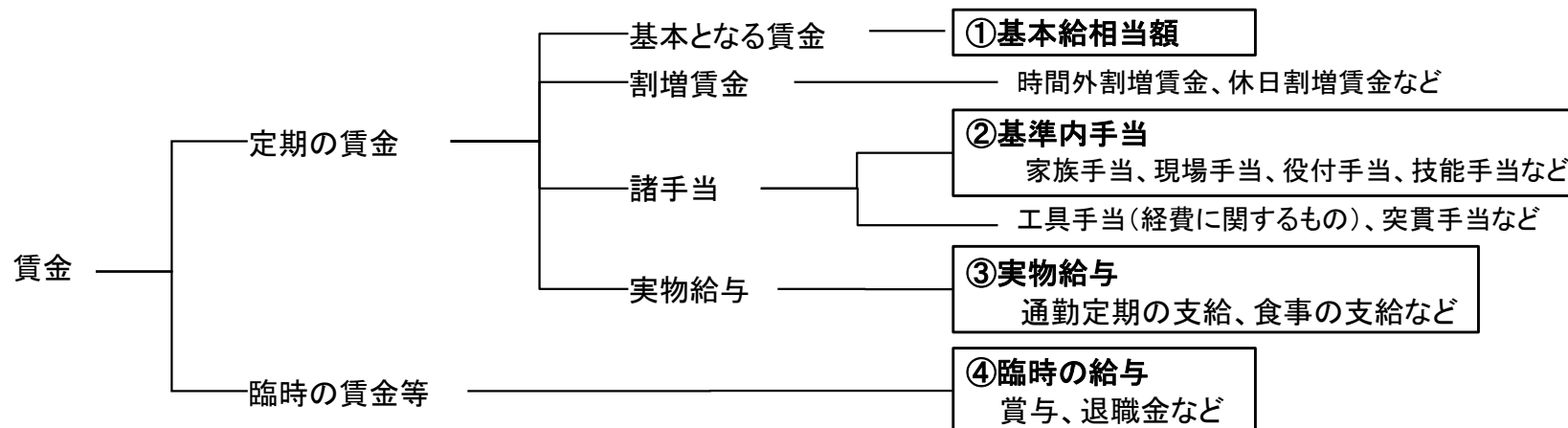
公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価
(51職種、都道府県ごとに設定)
- **法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項
「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改訂**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約11万人)の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改訂。
- **留意事項**:
 - ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
 - ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
 - ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)



公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①～④)



公共事業労務費調査の概要

公共事業労務費調査(書面調査の場合)の概要

- 国交省及び農水省(二省)の公共工事設計労務単価設定の基礎資料を得るための調査(昭和45年より実施)。
- 全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の、1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、調査対象工事(約10,000工事)を無作為抽出(技能労働者数:約11万人)。
- 調査対象工事に従事する技能労働者の賃金について、積算で用いる51の職種区分に分類し、都道府県別に把握。(企業の規模や下請次数の制限はなく、対象職種に該当する全ての技能労働者が対象)
- 調査対象企業は、対象工事に従事した全ての技能労働者について、調査票に賃金等の必要事項を記入し、調査票と確認資料のコピーを送付(9月~10月)。
- 調査員が賃金や労働時間等の記載内容につき、賃金台帳や工事日報等の各種書類と照合し、疑義や修正事項がある場合は、電話で聞き取りを行い、厳密に賃金の実態を把握。

オンライン調査



- ①調査対象企業が
必要資料をクラウド上にアップロード。
- ②調査員がクラウド
上で審査を実施。

書面調査



- ①調査対象企業が
調査会場に必要
資料を郵送。
- ②調査員が郵送資
料の審査を実施。

対面調査



- ①調査対象企業が
必要資料を持参
の上、調査会場
に直接来場。
- ②調査員が面接形
式で審査を実施。

公共工事設計労務単価を公表している51職種

	職種名
1	特殊作業員
2	普通作業員
3	軽作業員
4	造園工
5	法面工
6	とび工
7	石工
8	ブロック工
9	電工
10	鉄筋工
11	鉄骨工
12	塗装工
13	溶接工
14	運転手(特殊)
15	運転手(一般)
16	潜かん工
17	潜かん世話役

	職種名
18	さく岩工
19	トンネル特殊工
20	トンネル作業員
21	トンネル世話役
22	橋りょう特殊工
23	橋りょう塗装工
24	橋りょう世話役
25	土木一般世話役
26	高級船員
27	普通船員
28	潜水士
29	潜水連絡員
30	潜水送気員
31	山林砂防工
32	軌道工
33	型わく工
34	大工

	職種名
35	左官
36	配管工
37	はつり工
38	防水工
39	板金工
40	タイル工
41	サッシ工
42	屋根ふき工
43	内装工
44	ガラス工
45	建具工
46	ダクト工
47	保温工
48	建築ブロック工
49	設備機械工
50	交通誘導警備員A
51	交通誘導警備員B

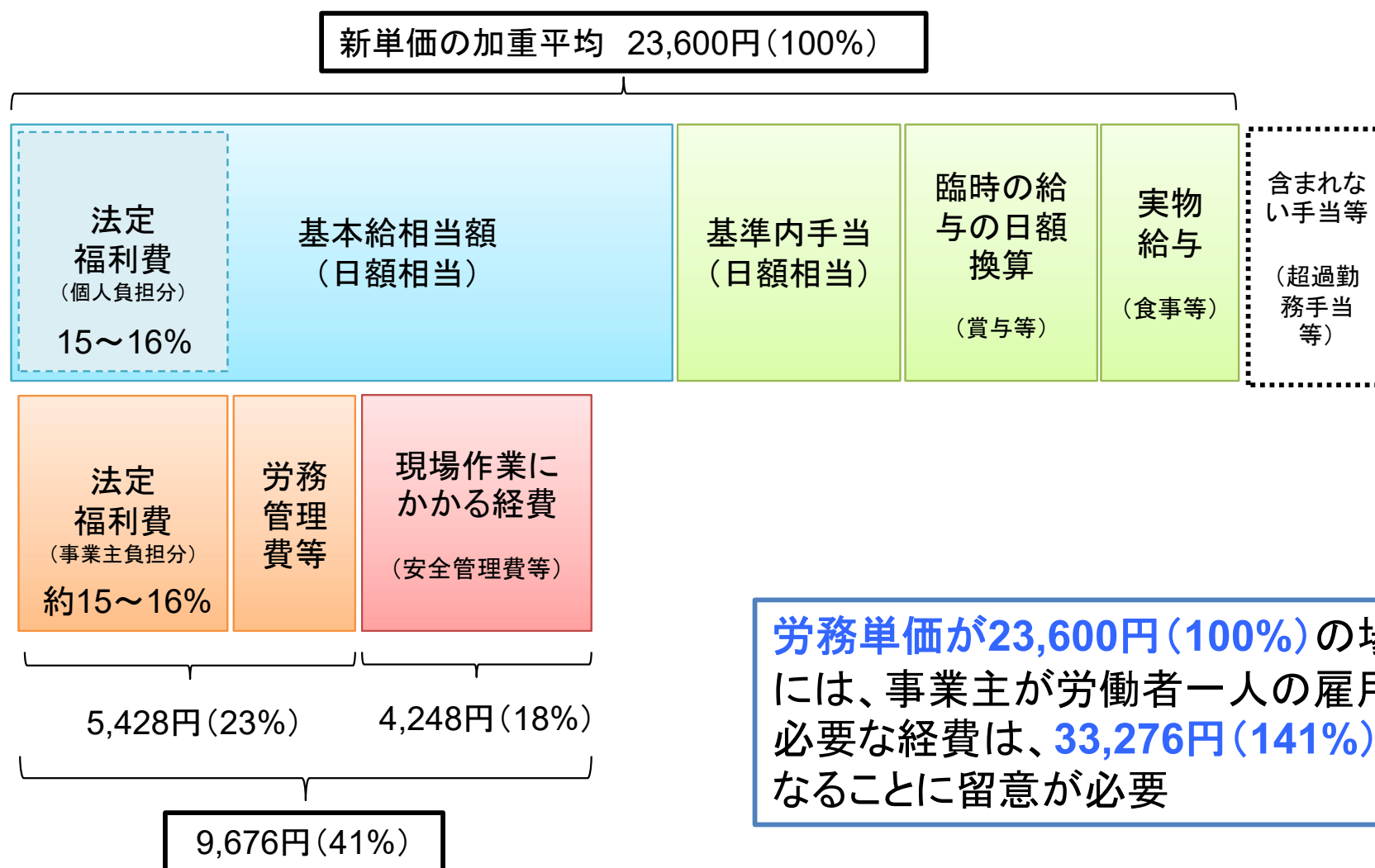
○令和6年2月16日公表資料より一部分を抜粋

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工
北海道	01 北海道	23,600	20,000	17,500	22,700	30,800	27,700
東北	02 青森県	27,400	20,700	16,600	22,500	31,400	28,900
	03 岩手県	26,000	22,100	17,100	23,700	33,000	27,700
	04 宮城県	27,600	22,100	18,500	24,800	34,000	31,500
	05 秋田県	26,100	21,200	18,000	23,600	31,900	28,900
	06 山形県	26,000	21,000	18,800	23,900	30,100	28,800
	07 福島県	27,700	22,000	20,100	24,500	33,000	31,300
関東	08 茨城県	25,100	24,000	16,100	25,100	28,200	29,200
	09 栃木県	24,800	22,400	15,900	24,800	29,900	27,600
	10 群馬県	24,900	23,700	17,100	25,000	31,300	26,300
	11 埼玉県	26,700	24,300	16,900	24,700	29,900	30,400
	12 千葉県	27,600	23,900	16,800	25,800	29,800	31,500
	13 東京都	28,300	25,400	17,600	25,900	31,600	31,200
	14 神奈川県	28,500	25,300	17,200	25,200	29,900	31,300
	19 山梨県	27,200	25,200	16,800	25,100	30,900	27,900
	20 長野県	26,200	23,200	17,800	24,900	29,700	27,500
北陸	15 新潟県	26,100	21,900	19,700	23,600	31,900	27,200
	16 富山県	29,000	23,200	18,400	23,300	33,900	30,500

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価**を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- **労務単価**には、**事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)**は含まれていない。
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引く**ことは**不当行為**

※イメージ図

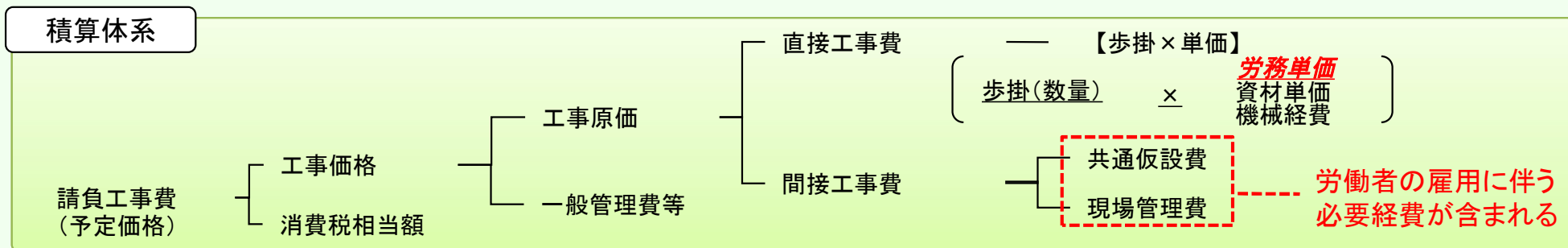


建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

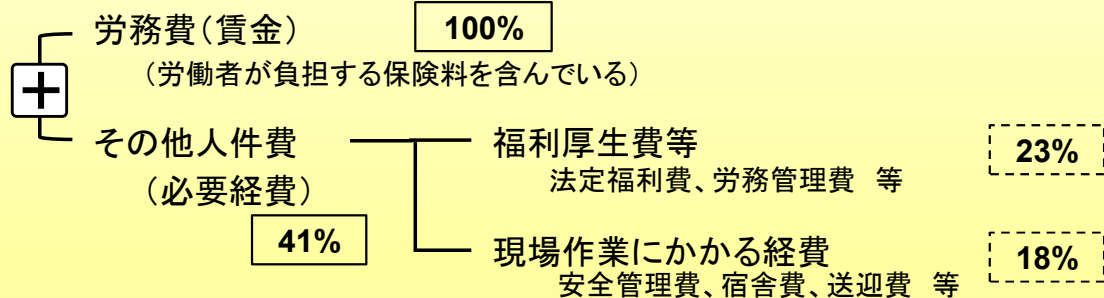
※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

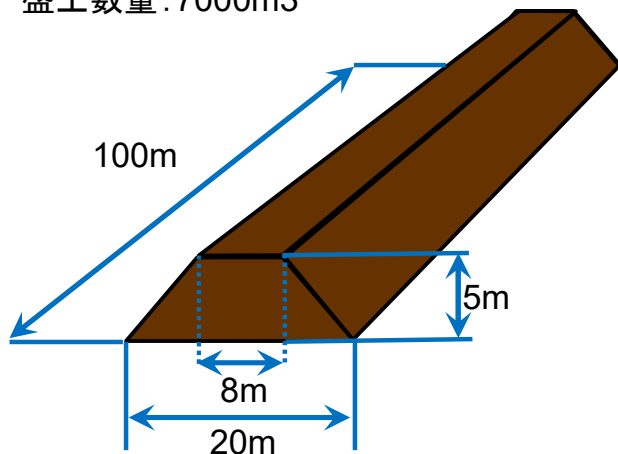
〔 上段 : 公共工事設計労務単価
(下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費 〕

歩掛とは

- 歩掛は単位量当たりの作業を行う際に必要な労力
- 単位量の作業を行う場合には、単価表に記載されている労力が必要になる

例えば、ある作業・・・築堤盛土

盛土数量：7000m³



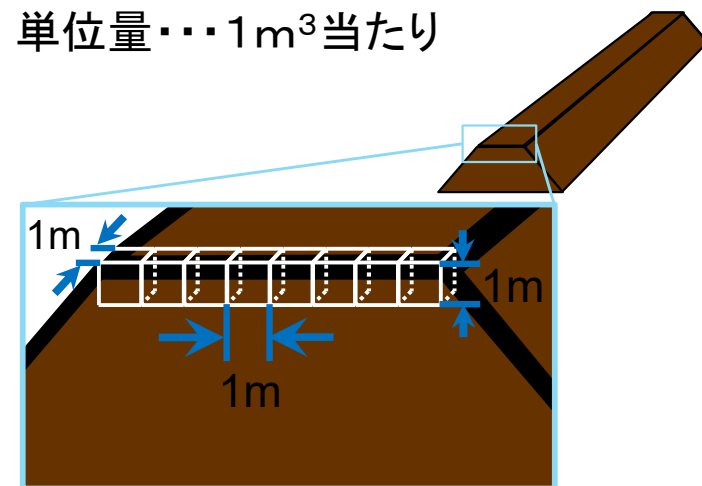
とある施工班・・・

- ブルドーザ(湿地、7t級) 1台
- 振動ローラ(土工用、11~12t) 1台
- 運転手(特殊) 2人
- 普通作業員 1人

で一班を編成して施工する



単位量・・・1m³当たり



必要な
労力を
考えると

工事名	鯉土竜川改良工事 (当初)		工種区分	河川工事
単価表〇-〇	築堤盛土(幅4.0m以上、施工数量10,000m ³ 未満、障害無し)		1m ³ 当たり	単価表
種別	細別	規格	単位	数量
労務費	運転手(特殊)		人	0.0054
	普通作業員	7t級ブルドーザ(賃料)	人	0.0027
材料費	軽油		L	0.5730
機械費	ブルドーザ	湿地 7t級	日	0.0027
	振動ローラ	土工用 質量11~12t	日	0.0027
諸雑費	まるめ		式	1
築堤盛土(幅4.0m以上、施工数量10,000m ³ 未満、障害無し)の日当たり施工量			m ³ /日	370

×370(1日当たり
施工できる数量)
すると・・・

数量
2人
1人
212 L
1日
1日

ここが
歩掛

この作業を1日
行う際に必要な
労力が分かる

×7,000
(施工数量)
すると・・・

数量
38人
19人
4,028 L
19日
19日

この工事で必要
なトータルの
労力が分かる

公共建築工事の取り組み

公共建築工事における積算単価の内訳把握等に向けた検討WG

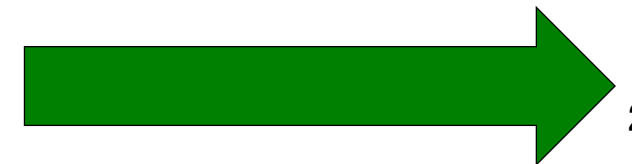
- 公共建築工事における工事費積算に用いる単価（以下、「積算単価」という。）について、労務、材料等の内訳の把握及び積算基準の見直し等を検討することを目的として、学識経験者、業界団体及び行政機関等を委員としたWG（ワーキンググループ）を開催（令和5年度～）
- 主な検討内容
 - ① 労務等の内訳の見える化の検討
 - ✓ 労務等の内訳が把握可能な積算単価の設定方法等について検討する
 - ② 積算基準の見直しの検討
 - ✓ 上記の積算単価について、妥当性を検証したうえで、積算基準への反映について検討する
 - ③ モニタリング方法等の検討
 - ✓ 基準化以降の、積算単価への最新の実勢価格や施工実態等の反映方法、モニタリング方法について検討する



歩掛り調査

- 労務等の内訳把握のため、順次歩掛り調査を実施

鉄筋、型枠工事	コンクリート、配線、ダクト工事	左官、保温工事
令和4年度～	令和5年度～	令和6年度～



建設キャリアアップシステム(CCUS)について

目的

技能者の処遇

人材確保

生産性向上

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置

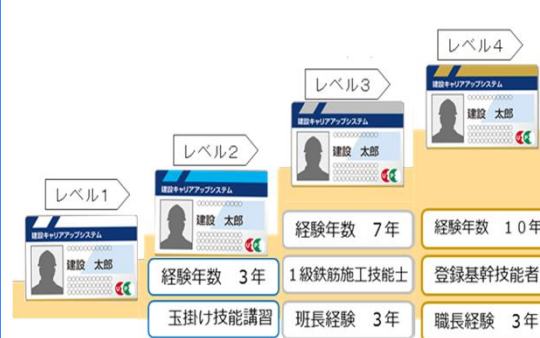


技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



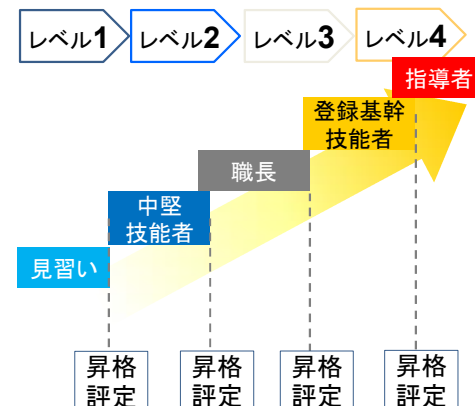
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



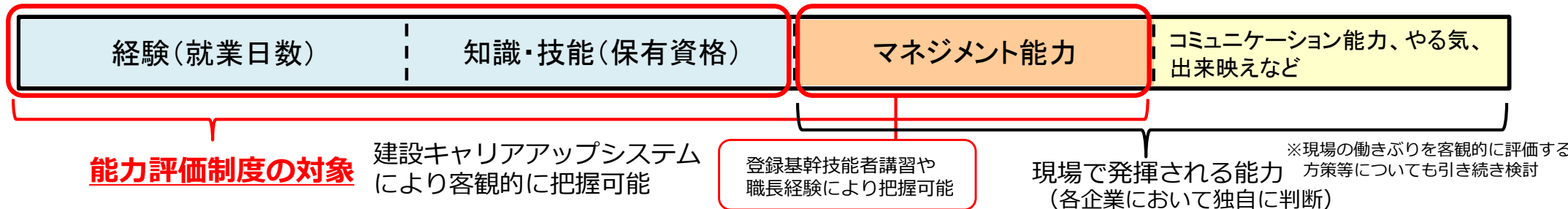
現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

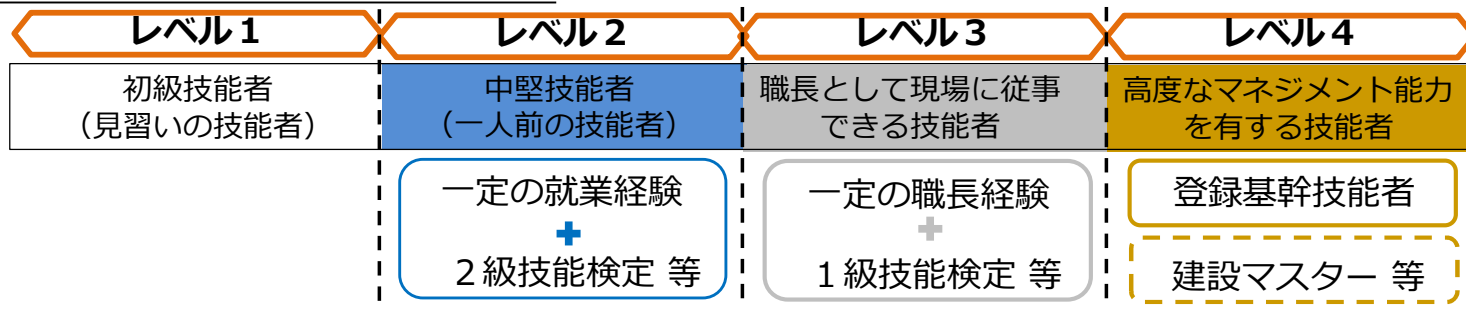
- 能力評価制度においては、建設キャリアアップシステムによって客観的な把握が可能な技能者の経験（就業日数）と知識・技能（保有資格）を活用して評価を実施することにより、分野横断的に技能者の客観的かつ大まかなレベル分けを行うものであり、技能・経験の客観的な評価を通じて、技能者の適切な処遇につなげていくもの。

1. 能力評価制度の対象

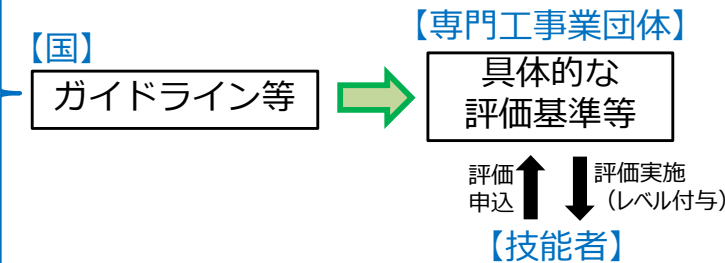
＜建設技能者の能力の要素＞



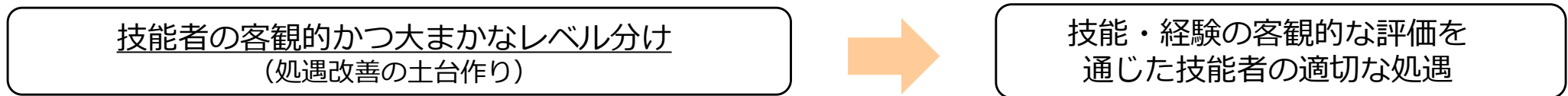
2. レベル分けの目安やルール



3. 制度枠組み（イメージ）



4. 評価結果の活用



- カードの色分け（キャリアパスの提示や技能の対外的PR）



建設キャリアアップシステムの利用状況(2024年9月末)

技能者の登録数

152.6万が登録

※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人

事業者の登録数

27.7万社が登録

※うち一人親方は9.5万社

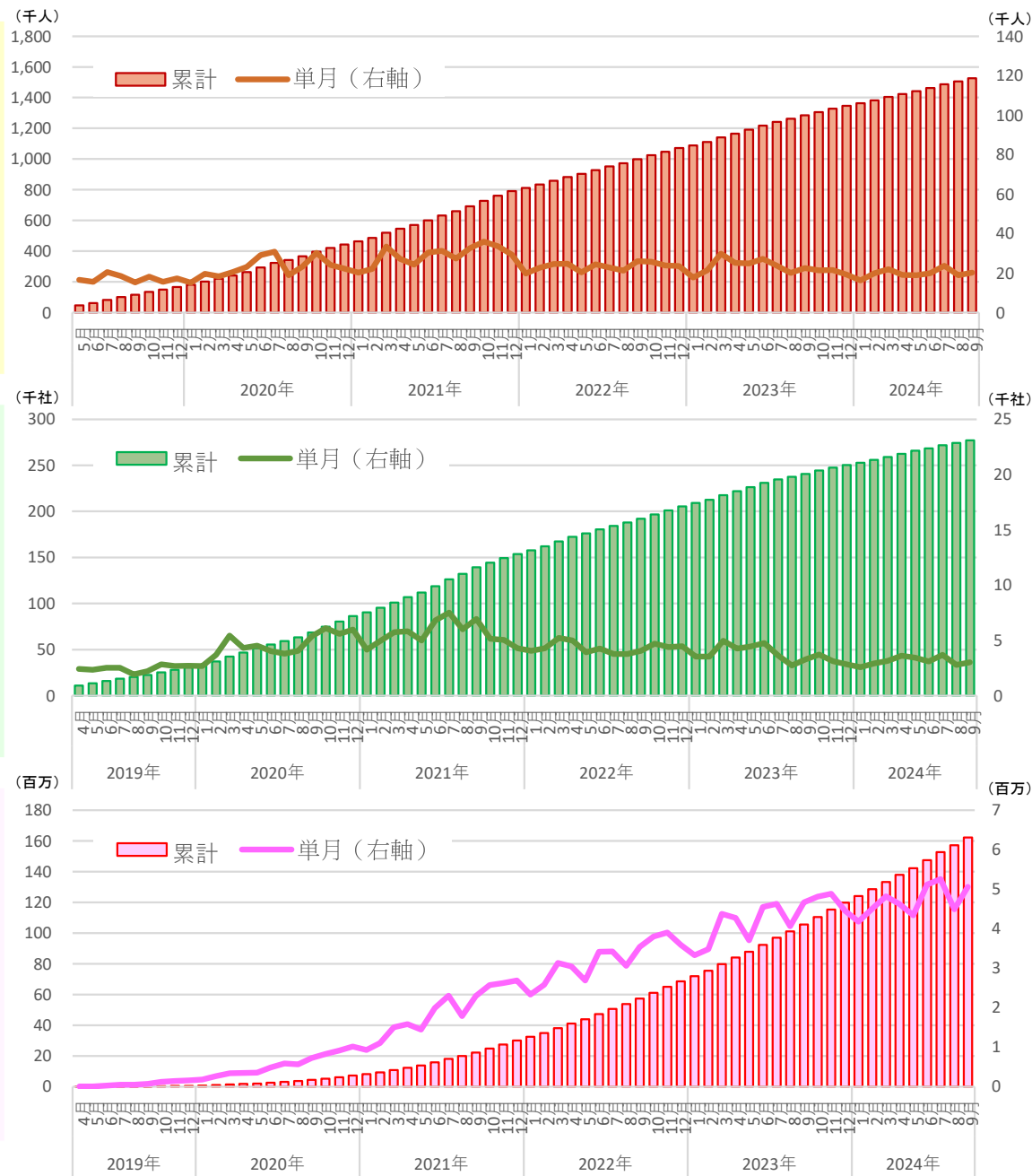
就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 15,000万突破

※8月は506万履歴を蓄積

出所:建設業振興基金データより国土交通省



※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

CCUSレベル別年収の概要(令和5年6月15日公表)

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

全国(公表32分野)(年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

<試算条件>
・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)
・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は平均、「下位」の値は下位15%程度の全国の年収相当として作成(必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない)
・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

CCUSを活用した「技能者を大切にする適正企業」の評価向上・受注機会拡大

- 発注者・元請・下請を含めて、「技能者を大切にする適正企業」の評価を向上し、**サプライチェーン全体での建設技能者の処遇改善**に向けた取組を支援する。
(「技能者を大切にする適正企業」の自主宣言制度(仮称))

「技能者を大切にする適正企業」のイメージ

○以下の取組を行うことにより、技能者を大切にする適正企業。

＜取組例※＞

※制度詳細は今後検討

- (下請) 技能レベルに応じた手当や賃金支払、月給制、週休2日制
- (元請・発注者) (一人親方含め) 適正な工期・労務費等での取引
- (共通) 宣言企業との取引優先、CCUSの利用環境整備

「技能者を大切にする適正企業」の自主宣言制度(仮称)(R6)

- 発注者、元請、下請の区分毎に、CCUSを活用した技能者の処遇改善のための取組を行うことを宣言
- 宣言企業はロゴマークを使用可能とし、企業の一覧を国交省HP上で公表

宣言企業に対して、表彰、経審での加点、求人・求職情報サイトでの発信、ESG評価への組み込みなどのインセンティブを検討

R6年度

R6～7年度

R7年度～

取組基準を
検討・策定

企業による
自主的宣言

取組を行う企業への
インセンティブ提供

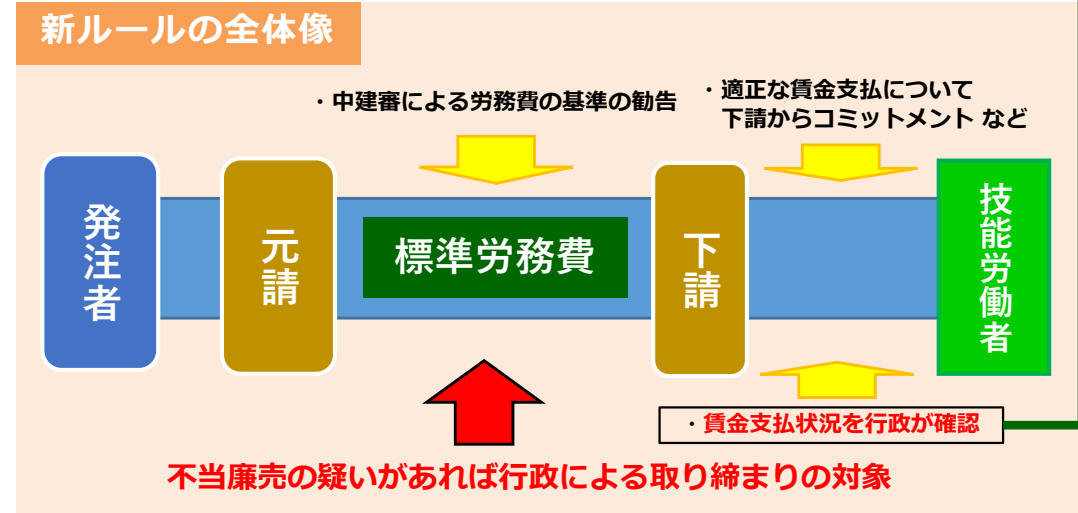
水準の高い取組を行う企業の
第三者認証、インセンティブ強化

行き渡りの確保関係について

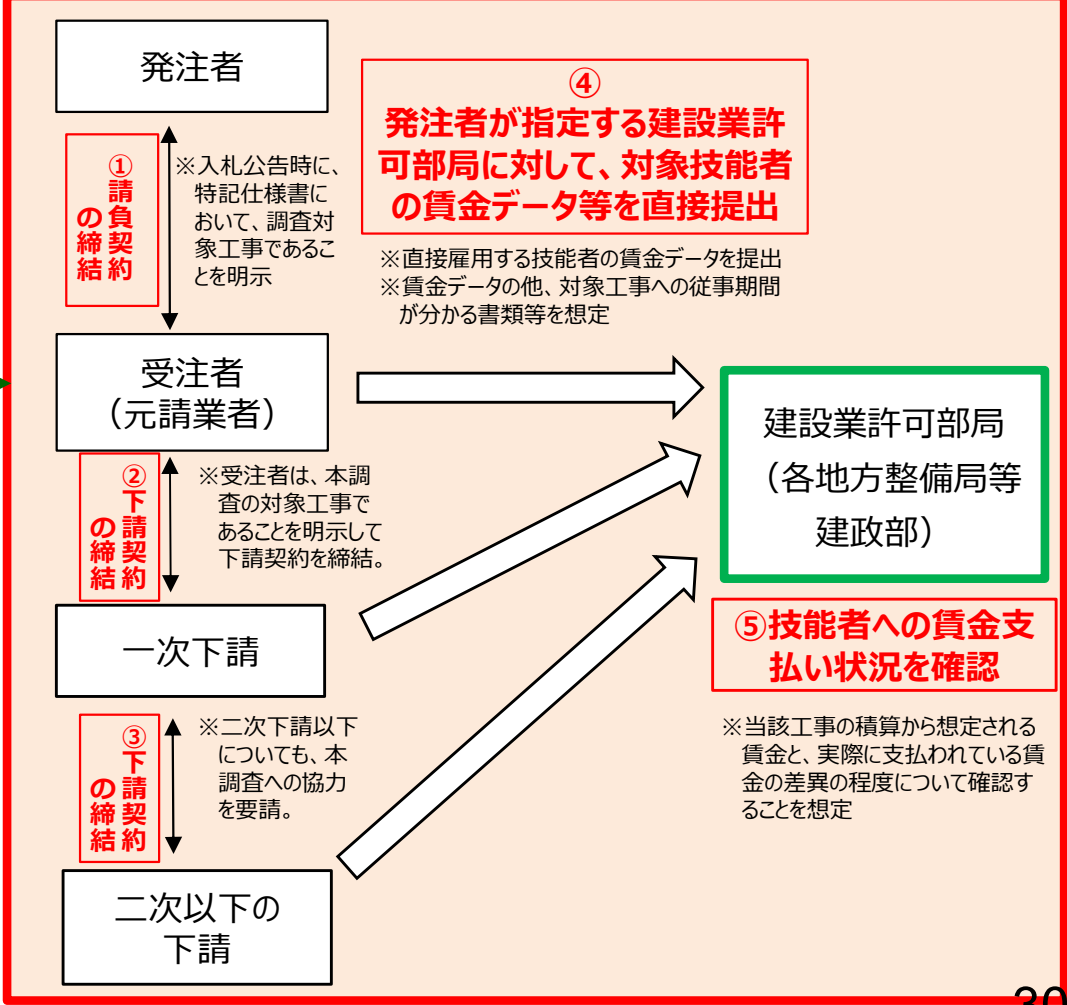
- 今般の建設業法の改正により、国が「適正な労務費の基準」をあらかじめ示した上で、個々の工事においてこれを著しく下回る見積りや請負契約を下請取引も含めて禁止する新たなルールを導入。
- 新たなルールに実効性を持たせ、建設技能者の処遇改善を実現するためには、発注者から支払われた労務費相当額が現場の技能労働者にまで適切に行き渡ることが重要。
- 「基本問題小委中間とりまとめ」を踏まえた、公共工事・民間工事（元請・下請）共通の、技能労働者への賃金の支払状況を確認するための仕組みの導入に向け、まずは国土交通省直轄工事において、仕組みの検討に必要な調査を実施する。

調査の概要

- 国土交通省直轄工事において、令和6年度から試行的に、技能者に対する適切な賃金の支払い状況を確認する方法について検証（確認書類の提出方法、提出時期等）するための調査を実施。
- 許可権者において、提出された賃金データと経験年数や資格等の技能者情報を照合し、技能・経験に応じた賃金の支払い状況等を確認する方法を検討するとともに、結果の公表のあり方を検討。
- 検証結果を踏まえ、段階的に取組を拡大していく。



確認フロー



概要

- 建設技能者の賃上げや働き方改革の促進に向け、建設工事の請負契約における請負代金と工期の適正化を図っていくことが必要。
- そのため、注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額の有無など、請負代金や工期に関する取引内容について実地調査等を行う「建設Gメン」の体制を拡充し、調査対象の拡大や調査内容の拡充を図るとともに、違反行為に対しては、建設業許可部局から指導監督を行うことにより、請負代金や工期の適正化を推進。

調査対象の拡大

- 大臣許可業者に加え、都道府県知事許可業者も調査の対象とする。

調査内容の拡充

これまで	拡充（建設業法改正等に対応）
○ 請負代金 ・ 注文者による一方的な指値発注や請負代金の減額があるか ・ 標準見積書を活用して、法定福利費を適切に計上しているか ・ 契約変更条項が規定されているか ・ 労務費を現金払しているか など ○ 工期 ・ 休日等（現場閉所）をどの程度確保しているか ・ 工事の進展に伴って、休日等が少なくなっていないか ・ 工程遅延により、長時間残業や休日作業をしていないか など	★建設業法改正による取引適正化に向けた新たな措置について、法施行を待たず、先行的に調査を行いつつ、適切な対応を呼びかける ○ 請負代金（労務費関係） ・ <u>注文者が</u>受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど<u>不適正な見積変更依頼</u>をしていないか ・ <u>注文者</u>及び<u>受注者</u>のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会）に示された12の<u>行動指針に基づいた取組がとられているか</u> ・ <u>労務費</u>が標準労務費に照らして<u>妥当か</u> など ○ 工期／請負代金 ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、<u>受注者は</u>注文者に対して、<u>契約締結前に必要な情報を通知</u>したか ・ 資材高騰等が発生した場合、<u>受注者は</u>注文者に工期又は請負代金の<u>変更協議を申し出</u>たか。<u>注文者は</u>誠実に<u>協議に応じたか</u> など ※ 労基署と連携して工期に関する合同調査を行うなど、効果的に調査を実施
指摘例 注文者による合理的な根拠に基づかない代金減額がある。 労務費の額に照らして法定福利費が適切に計上されていないおそれがある。 契約書に物価等の変動に対応できる契約変更条項が含まれていない。 下請代金の支払に現金と手形を併用しており、現金比率が低いため、労務費相当分を現金で賄えないおそれがある。 工程遅延に伴い現場閉所日を削減する等、しわ寄せが下請に及んでいるおそれがある。 雨天続き等により工期内竣工が困難になり、下請は元請に工期の変更協議を申し出たが、元請は発注者との協議をせず残業を要求した。	体制の強化（本省、北海道開発局、地方整備局） R5年度の体制 72名 ➡ R6年度体制 135名 ※関係部署からの応援を含む。

○違反情報収集体制の強化を目的として設置

- ・通報窓口として各地方整備局等に設置
- ・通報された情報に対し必要に応じて立入検査等を実施
- ・通報者に不利益が生じないように情報を取り扱う
- ・法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

一建設業法違反通報窓口ー

駆け込みホットライン

※メールアドレスが変更となりました。

全国共通

TEL. 0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・開庁日を除く)

FAX. 0570-018-241

(新) E-mail. hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

＜主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます＞

- 建設廃棄物の処理費用を一時的に差し引かれた。
- 120日を超える割引困難な長期手形で下請代金が支払われた。
- 見積書に記載した法定福利費を一時的に削除された。
- 口頭契約となっている。
- 追加工事が発生したが変更契約をしてくれない。
- 責任が曖昧なままやり直し工事を指示され費用を一時的に負担させられた。
- 一括下請負が行われている。
- 工期の短縮により生じた増加費用を一時的に負担させられた。
- 営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら

建設業法令遵守ガイドライン

駆け込みホットラインに電話をすると、最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望めます。

- 通報される方の情報
(匿名による通報も可能です)

氏名	
住所	
電話番号	E-mail

- 違反の疑いがある行為者の情報

会社名	
代表者名	
所在地	
建設業許可番号	
電話番号	
その他	

- 違反の疑いがある行為(具体的事実)

(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)いかなる方法で	
(オ)何をしたか	
その他	

R2.1月版